

# 授業支援アプリケーションライセンス購入契約書（案）

- 1 利用物件 授業支援アプリケーションライセンス
- 2 利用期間 自 令和4年4月1日  
至 令和9年3月31日
- 3 契約金額 ￥ ー  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ ー)
- 4 契約保証金 ￥ ー

上記利用契約について、発注者 大分県知事 佐藤樹一郎 を甲とし、受注者を乙とし、次の条項により利用契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、乙がその所有する授業支援アプリケーション（以下「授業支援アプリ」という。）を甲の利用に供し、甲が利用の対価を乙に払うことを目的とする。

(契約対象物件等)

第2条 契約対象となる授業支援アプリ等の明細及び納入場所は、別に定める授業支援アプリケーション調達仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(契約金の支払い時期)

第3条 甲は、対象物件の納入を受けたのち、乙から適法な支払い請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に契約金を支払わなければならない。

(納入遅延に対する遅延利息)

第4条 乙の責めに帰する理由により、納入期限までに授業支援アプリを納入しない場合は、乙は甲に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、納入期限の翌日から納入する日までの日数に応じ、契約金に対し年3.0パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

(管理義務)

第5条 甲は、授業支援アプリを善良なる管理者の注意をもって使用し、管理しなければならない。

(通知義務)

第6条 甲は、授業支援アプリについて障害等の事故が発生したときは、遅滞なく乙に通知しなければならない。

(権利の移転)

第7条 乙は、甲の書面による承諾なしに、本契約に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡、移転してはならない。

(保守)

第8条 乙は、授業支援アプリの正常な運用を保持するため、万一の故障、障害に速やかに対応できるよう専門技術を持つ保安員を確保しなければならない。

2 乙は、授業支援アプリにより、甲の業務の遂行に支障を生じたときは、直ちに甲の業務の遂行に必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、措置に要する費用は乙の負担とする。ただし、授業支援アプリの障害が甲の責に帰するものであるときはこの限りではない。

(保守方法)

第9条 前条に定める措置の方法は、別の定める「仕様書」のとおりとする。

(義務違反の場合における損害賠償)

第10条 乙は、自らが本契約に定める義務に違反し甲又は第三者に損害を発生させた場合、甲の算定に基づき当該損害を補償又は賠償する責任を負担するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙が甲に対し賠償すべき額について、乙が協議の申し入れをした場合には、これに応じ、乙の義務違反の程度、損害発生の様態及びその他の事情を考慮し、賠償額の減額について協議を行うものとする。

(契約の解除)

第11条 甲又は乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 相手方にこの契約を履行しないとき、又は履行しないおそれがあるとき。
- (2) 天災その他甲又は乙の責に帰することができない事由により、この契約を履行することができなくなったとき。
- (3) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

2 前項第1号によりこの契約を解除した場合、解除により被った損害を相手方に対し請求することができる。

(協議)

第12条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自1通を保持する。

令和8年 月 日

甲

住 所 大分市大手町3丁目1番1号  
大分県知事 佐藤 樹一郎 ⑩

乙

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 ⑩